

学部新入生・新編入学生(日本人学生・私費外国人留学生)用

※ただし、日本学生支援機構給付奨学金(新制度)に申請予定のない者に限る。

# 2026(令和8)年度 入学校徴収猶予のしおり

書類提出期間 :

入学校徴収猶予	<p><b>入学手続期間中</b></p> <p>※郵送の場合は、必ず、<u>入学手続書類に同封</u>してください。</p> <p>※申請する場合は、<u>入学校は納付しない</u>でください。</p> <p>※こちらのしおりに掲載している申請書では、「入学前1年以内において、入学する者の学資負担者が死亡し、又は入学する者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合」に該当する者、及び、経済的理由により<u>徴収猶予</u>を希望する者のみ申請できます。</p> <p>上記に該当しない者、<u>日本学生支援機構給付奨学金の申請者・採用候補者・申請予定者</u>は、入学校徴収猶予の申請はできません。「2026(令和8)年度 入学校免除・前期分授業料免除申請のしおり」に記載している申請書により入学校免除の申請をしてください。</p>
---------	---

※入学校徴収猶予の申請は、入学手続時ののみの受付となります。

◆書類提出期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受理しませんので注意してください。

入学手続期間中に提出できなかった書類のある方は、下記の期間内に提出してください。

入学校徴収猶予	<p><b>【提出先】幸町キャンパス 学生生活支援課</b></p> <p><b>【提出受付期間】4月3日（金）～10日（金）</b></p> <p>※上記の期間内の平日8:30～17:00に学生証（入学時に配布）を持参のうえ、確認票B（申請者控）とともに未提出の不備書類を提出してください。</p> <p>※申請内容（家族の転職状況等）について確認しますので、<b>申請者（新入生）</b>が提出書類の説明ができるよう準備してください。</p> <p>※上記期間に提出できない場合は、その旨を提出受付期間内に学生生活支援課へ連絡してください。</p> <p>※追加書類が必要な場合は、学生生活支援課からその旨連絡し、別途書類提出日を指示します。</p>
---------	---

免除に関する問合せ 書類提出先	〒760-8521 高松市幸町1-1 香川大学 学生生活支援課 TEL: 087 (832) 1163, 1398 FAX: 087 (832) 1170
授業料口座引落関係の問合せ	香川大学 経理課 TEL: 087 (832) 1086

## ★注意事項

- 申請者（学生）は、このしおりを熟読の上、申請に必要な書類及び関連する証明書等を取り揃えて、指定された期間内に提出してください。
- 申請書類は、不備がないかを確認の上、申請者本人の持参又は郵送により提出してください。  
**※書類提出期間を過ぎた場合は、受理しません。**
- 家計基準、学力基準を基に選考しますので、申請を行えば、必ず徴収猶予になるというものではありません。
- 申請の取り下げは、申請者本人からの申し出があった場合についてのみ、これに応じます。学資負担者（父母等）が申請を取り下げようとする場合は、申請者本人を通して申し出てください。
- 2026年3月31日までに入学を辞退する場合、又は申請を取り下げる場合は、未納の入学料は必ず納付していただきます。**  
**※納付がない場合は、入学辞退及び申請取下げは許可されません。**

## 目 次

<u>入学料徴収猶予申請ができる者</u>	P. 1
<u>申請から結果通知までの流れ</u>	P. 2
<u>提出書類</u>	P. 3
提出書類の準備の前に	P. 4~6
A : 全員が提出する書類	P. 7
収入状況の確認書類	P. 8
収入状況についての提出書類確認シート	P. 9
B : 世帯の構成員の状況に応じて提出する書類	P. 10
独立生計者・私費外国人留学生に係る提出書類	P. 11
家計基準・学力基準	P. 12

### ＜様式等＞

以下の様式はホームページに掲載していますので、必要なものをプリントアウトして提出してください。提出書類全てに受験番号と氏名を記載してください。

#### ○全員が提出する書類

確認票 A(大学提出用)・B(申請者控)

申請書

家庭調書

奨学金受給状況申立書（様式1）

#### ○必要に応じて提出する書類

様式2～様式13

貼付台紙

**様式や貼付台紙が足りない場合は、コピーして使用してください**

### 入学料徴収猶予申請ができる者

下記のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき、入学料の徴収を猶予することができます。

※ただし、日本学生支援機構給付奨学金（新制度）の申請者・採用候補者・申請予定の者は入学料徴収猶予に申請できません。

- (1) 経済的理由によって納付期限（入学手続期間）までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 2025年4月から入学手続きまでの間において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者
- (3) その他やむを得ない事情があると学長が認める者

※あくまで徴収猶予ですので、入学料を別に指定する期日までに納入しなければなりません。

### 入学料徴収猶予申請ができる者

下記のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき、入学料の徴収を猶予することができます。

- (1) 経済的理由によって納付期限（入学手続期間）までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 2025年4月から入学手続きまでの間において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者
- (3) その他やむを得ない事情があると学長が認める者

※あくまで徴収猶予ですので、入学料を別に指定する期日までに納入しなければなりません。

ただし、次の者については選考の対象外です。

- ①申請に必要な書類を指定された期日までに連絡なく提出しなかった場合
- ②家計状況の確認や追加書類が必要になるために本学から申請者へ連絡（電話またはメール）したが、連絡が取れずに家計状況が確認できなかったり必要書類が揃わなかったりした場合

指定された期日までに提出が難しい場合は、期日までに学生生活支援課へ連絡してください。ただし、延長を繰り返す、大幅に遅れる場合は選考に支障をきたしますので、審査の対象とすることはできません。

また、大学から着信、メールが届いたら必ず対応してください。

書類の提出後、連絡が取れなかったことによる書類不備の場合も審査の対象外とします。

## 申請から結果通知までの流れ

### 1. 書類提出

- 書類提出期間は表紙を参照してください。提出期間を過ぎた場合は受理しません。  
また、入学手続期間中に提出できない書類がある場合は、入学後、しおりの表紙に記載されている期間内に提出してください。

### 2. 追加書類及び提出書類等の内容の確認について

- 書類の内容や家庭の状況について確認をするために、大学から申請者に連絡をすることがありますので、表紙の学生生活支援課の電話番号を登録しておいてください。また、申請者が提出書類の説明ができるようにしておいてください。  
なお、連絡がとれなかったことにより、家庭の状況を確認できない、追加書類が提出できなかつた等の場合は、審査対象外となります。

### 3. 選 考

- 選考は、「家計基準」と「学力基準」により判定します。（P. 12 参照）

### 4. 結果通知（入学校料徴収猶予）

入学校料徴収猶予	10月中～下旬頃（予定）に、選考結果通知用封筒にて通知します。 ○徴収猶予不許可の者は、通知日から14日以内に、所定の額を納付してください。 ○徴収猶予許可の者は、 <b>2027(令和9)年2月末日</b> までに、所定の額を納付してください。
----------	---

※結果の通知があるまでは、入学校料の徴収は猶予されますので、納付しないでください。

※結果の通知があるまでに、退学・休学する場合は、必ず、学生生活支援課まで申し出てください。

## 提出書類

P. 4～11 に記載の事項を熟読し、提出期限厳守の上、必要な書類を提出してください。書類不備の場合は、選考の対象外となることがあります。

※本申請は、2026年4月1日の状況についての申請となります。

書類提出後、4月1日までに申請内容に変更があった場合は、ただちに申し出てください。

※2026年4月1日の職業（勤務先）が未定の者については、その旨の申立書（様式10）を提出してください。（例：就職しているか無職か未定、私立大学生か予備校生か未定、等）

※各様式にも説明文があります。必ず確認の上、提出してください。

① **提出書類の準備の前に** (P. 4～6) を読み、家族の状況等について確認する



② **A：全員が提出する書類** (P. 7～8) の資料を揃える



③ **収入状況についての提出書類確認シート** (P. 9) で確認をする



④ **B：世帯の構成員の状況に応じて提出する書類** (P. 10) の資料を揃える

（独立生計者・私費外国人留学生の場合、P. 11の資料も揃える）

※独立生計者とは、父母等に扶養されることなく、独立して生計を営んでいる者です。



⑤準備した書類を、確認票A、Bにある順番通りに並べて申請期間内（期限厳守）に提出する

※提出された書類は返却しませんので、必ずコピーを取っておいてください。

※書類はマイナンバーの記載がないものを提出してください。

※発行時期等により、提出期限までに間に合わない書類については、入手され次第、直ちに提出してください。

※提出された書類は、入学料徴収猶予の選考業務のために利用し、本人の同意なしにその他の目的には利用しません。

## 許可の取り消し

※入学料徴収猶予を許可された者で、申請書類の記載事項に、虚偽の事実、もしくは記入漏れがあること等が判明した場合、または申請の理由が消滅した場合は、徴収猶予の許可を取り消す場合があります。この場合は、徴収猶予された入学料の額を、直ちに納付しなければなりません。

## 提出書類の準備の前に

本申請は、2026年4月1日の状況についての申請となります。

申請に必要な書類を準備する前に、4月1日現在の家族の状況について以下を確認してください。

## 1. 世帯の構成員の確認

世帯の構成員とは、2026年4月1日現在、以下の状況にある者です。

① 申請者

②家計支持者（父および母、または父母に代わって家計を支えている者）

※家計支持者とは、原則として父母両方です（母子・父子家庭の場合は母または父となります）。

無職・無収入等の事情により父母に代わって申請者の家計を支えている者がいる

場合は、その者を家計支持者として、その旨申立書（様式10）に記載してお知らせください。

※申請者が独立生計者、私費外国人留学生の場合は配偶者を含みます。

③同居・別居を問わず、家計支持者または申請者の扶養下にある者

(扶養下にある者は、家計支持者または申請者の源泉徴収票や確定申告書第二表で確認できます。)

；下圖參照）

※ 4月からの就職等で別生計となる兄弟姉妹が扶養親族として記載されている場合、その兄弟姉妹は、本申請において世帯の構成員となりません。

○独立生計者、私費外国人留学生については、父母等は世帯の構成員に含まれません。  
独立生計者については11ページを参照してください。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受 け る 者	住 所 又は 居 所	〔受給者番号〕 (個人番号)																									
		〔役職名〕 氏名 (フリガナ)																									
		〔所得控除の額の合計額〕																									
種 別		支 払 金 額	給 与 所 得 控 除 後 の 金 額																								
		内 千 円	内 千 円																								
控除対象扶養供 給の有無等		扶 税 額 (配 供 員 の 額 控除の額)	扶 养 親 族 の 数 (配 供 員 を 除 く。)																								
老人		特 定	老 人 その他																								
有	無	千 円	人 人 内 千 円 人 人 人 人																								
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額																									
内 千 円		内 千 円																									
地質保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額																									
内 千 円		内 千 円																									
(摘要)																											
<p><b>(源泉徴収票での扶養親族確認方法)</b></p> <table border="1"> <tr> <td>扶養親族 の内訳 の金額</td> <td>〔扶養親族 の金額〕</td> <td>〔生命保険料 の金額〕</td> <td>〔介護保険料 の金額〕</td> <td>〔前回人金 保険料の金額〕</td> <td>〔前回人金 保険料の金額〕</td> </tr> <tr> <td>住宅借入金等 特別控除の 額の内訳</td> <td>〔住宅借入金等 特別控除の額 の内訳〕</td> <td>〔住宅借入金等 特別控除の額 の内訳〕</td> <td>〔住宅借入金等 特別控除の額 の内訳〕</td> <td>〔住宅借入金等 特別控除の額 の内訳〕</td> <td>〔住宅借入金等 特別控除の額 の内訳〕</td> </tr> <tr> <td>扶養対象 扶養供 給者</td> <td>〔扶養対象 扶養供 給者〕 氏名 個人番号</td> <td>〔扶養対象 扶養供 給者〕 区分 1 〔扶養対象 扶養供 給者〕 氏名 個人番号</td> <td>〔扶養対象 扶養供 給者〕 区分 2 〔扶養対象 扶養供 給者〕 氏名 個人番号</td> <td>〔扶養対象 扶養供 給者〕 区分 3 〔扶養対象 扶養供 給者〕 氏名 個人番号</td> <td>〔扶養対象 扶養供 給者〕 区分 4 〔扶養対象 扶養供 給者〕 氏名 個人番号</td> </tr> <tr> <td>扶 養 親 族 の 内 訳 の 金 額</td> <td>〔扶 養 親 族 の 内 訳 の 金 額〕</td> <td>〔扶 養 親 族 の 内 訳 の 金 額〕</td> <td>〔扶 養 親 族 の 内 訳 の 金 額〕</td> <td>〔扶 養 親 族 の 内 訳 の 金 額〕</td> <td>〔扶 養 親 族 の 内 訳 の 金 額〕</td> </tr> </table>				扶養親族 の内訳 の金額	〔扶養親族 の金額〕	〔生命保険料 の金額〕	〔介護保険料 の金額〕	〔前回人金 保険料の金額〕	〔前回人金 保険料の金額〕	住宅借入金等 特別控除の 額の内訳	〔住宅借入金等 特別控除の額 の内訳〕	〔住宅借入金等 特別控除の額 の内訳〕	〔住宅借入金等 特別控除の額 の内訳〕	〔住宅借入金等 特別控除の額 の内訳〕	〔住宅借入金等 特別控除の額 の内訳〕	扶養対象 扶養供 給者	〔扶養対象 扶養供 給者〕 氏名 個人番号	〔扶養対象 扶養供 給者〕 区分 1 〔扶養対象 扶養供 給者〕 氏名 個人番号	〔扶養対象 扶養供 給者〕 区分 2 〔扶養対象 扶養供 給者〕 氏名 個人番号	〔扶養対象 扶養供 給者〕 区分 3 〔扶養対象 扶養供 給者〕 氏名 個人番号	〔扶養対象 扶養供 給者〕 区分 4 〔扶養対象 扶養供 給者〕 氏名 個人番号	扶 養 親 族 の 内 訳 の 金 額	〔扶 養 親 族 の 内 訳 の 金 額〕	〔扶 養 親 族 の 内 訳 の 金 額〕	〔扶 養 親 族 の 内 訳 の 金 額〕	〔扶 養 親 族 の 内 訳 の 金 額〕	〔扶 養 親 族 の 内 訳 の 金 額〕
扶養親族 の内訳 の金額	〔扶養親族 の金額〕	〔生命保険料 の金額〕	〔介護保険料 の金額〕	〔前回人金 保険料の金額〕	〔前回人金 保険料の金額〕																						
住宅借入金等 特別控除の 額の内訳	〔住宅借入金等 特別控除の額 の内訳〕	〔住宅借入金等 特別控除の額 の内訳〕	〔住宅借入金等 特別控除の額 の内訳〕	〔住宅借入金等 特別控除の額 の内訳〕	〔住宅借入金等 特別控除の額 の内訳〕																						
扶養対象 扶養供 給者	〔扶養対象 扶養供 給者〕 氏名 個人番号	〔扶養対象 扶養供 給者〕 区分 1 〔扶養対象 扶養供 給者〕 氏名 個人番号	〔扶養対象 扶養供 給者〕 区分 2 〔扶養対象 扶養供 給者〕 氏名 個人番号	〔扶養対象 扶養供 給者〕 区分 3 〔扶養対象 扶養供 給者〕 氏名 個人番号	〔扶養対象 扶養供 給者〕 区分 4 〔扶養対象 扶養供 給者〕 氏名 個人番号																						
扶 養 親 族 の 内 訳 の 金 額	〔扶 養 親 族 の 内 訳 の 金 額〕	〔扶 養 親 族 の 内 訳 の 金 額〕	〔扶 養 親 族 の 内 訳 の 金 額〕	〔扶 養 親 族 の 内 訳 の 金 額〕	〔扶 養 親 族 の 内 訳 の 金 額〕																						

この欄に名前・人数が記載されている者が扶養下にある者です

4月からの就職等で別生計となる兄弟姉妹が扶養親族として記載されている場合、その兄弟姉妹は本申請において世帯の構成員となりません。

(確定申告書第二表での扶養親族確認方法)

## 2. 世帯の構成員が「就学者」に該当するかどうかを確認する

就学者とは、以下①又は②のいずれかの学校に在学している者です。

- ①小、中、高、高専、大学（大学院、専攻科、別科を含む。放送大学については、全科履修生、特科生に限る。）、特別支援（盲・ろう・養護）学校
- ②専修学校（高等課程、専門課程）

※本申請では、各種学校（予備校、職業訓練校、防衛大学校他）及び専修学校（一般課程）に在学している者は、「就学者」とみなさず、「就学者を除く家族」とみなします。

※家計支持者が定職に就きながら就学している場合（夜間や通信の学校等）は、「就学者」及び「就学者を除く家族」両方に該当します（家庭調書の両方の欄に記入します）。

## 3. 「家計支持者」の近年の就職・退職等について確認する

- ①「家計支持者」の2025年1月1日以降の就職、退職、雇用形態の変更、開業、廃業等の有無について確認してください。
- ②「家計支持者」の2026年4月1日現在の職業、勤務先について確認してください。

※転職等について知らされていない場合や、パートの状況（始めた／辞めた）を知らされていない場合もあります。**2025年1月1日～2026年4月1日の「家計支持者」の就業状況を必ず最新の内容で詳細に確認し、書類提出の際に申請者（学生本人）が事務担当者に説明できるよう準備してください。**申請後に就業状況の変更や申告誤りが判明した場合、免除許可の取り消し等を行うことがあります。

複雑で説明が難しくなる場合は、近年の経歴のメモ等を添えても構いません。

※源泉徴収票で、2025年中の就職・退職を確認できる場合があります。（次ページ参照）  
源泉徴収票だけでは確認できないこともあるので、必ず家族にも確認してください。

令和 7 年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受 け る 者	住 所 又 は 居 所	(受給者番号) (個人番号) <input type="text"/>																		
		(役職名) 氏 名																		
		(フリガナ)																		
		種 別																		
		支 払 金 額																		
		内	千	円			内	千	円			内	千	円						
控除対象配偶者の有無等		老人	配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数						
			特 定	老 人	内	人	従 人	内	人	従 人		内	人		内	人				
有	従有		千	円	人	従人	内	人	従人	内	人	内	人							
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額								
内	千	円	内	千	円	内	千	円	内	千	円	内	千	円						
(摘要) ○○株式会社 R7/○/○退職 支払○○円 社保○○円 .....																				
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額										
住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除適用版		居住開始年月日 (1回目)		年 月 日		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)										
		住宅借入金等特別控除可能額		居住開始年月日 (2回目)		年 月 日		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)										
控除対象配偶者		区分						配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額		内		旧長期損害保険料の金額						
		氏名										内		内						
		個人番号										内		内						
控除対象扶養親族		区分						(フリガナ)		区分		(備考)								
		氏名								(フリガナ)		区分								
		個人番号								(フリガナ)		区分								
控除対象扶養親族		区分						(フリガナ)		区分										
		氏名								(フリガナ)		区分								
		個人番号								(フリガナ)		区分								
控除対象扶養親族		区分						(フリガナ)		区分										
		氏名								(フリガナ)		区分								
		個人番号								(フリガナ)		区分								
未成年者		外	死 亡 退 職 者	災 害 乙 欄 欄	本人が障害者 特 別 の 他	寡 婦 一 特 般 別	寡 婦 夫 別	寡 婦 夫 別	中途就・退職		受給者年月日									
									就職	退職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日
支 払 者		個人番号又は法人番号						就職・退職記録(記入欄)												
		住所(居所) 又は所在地																		
		氏名又は名称																		
(源泉徴収票での中途就職・退職確認方法)																				
整 理 欄																				

375

※2026年4月1日の職業(勤務先)が未定の者については、その旨の申立書(様式10)を提出してください。  
(例:就職しているか無職か未定、私立大学生か予備校生か未定等)

以上を必ず書類準備の前に確認してください

## A：全員が提出する書類

提出書類		留意事項
1 確認票A, B		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 受験番号・氏名・携帯TEL(携帯がない場合は自宅TEL)を記入後、本人確認欄をチェックして、A・Bともに提出(郵送の場合はA票のみで構いません)</li> </ul>
2 申請書		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 記入要領を参照し、4月1日現在の状況(見込みを含む)について申請者本人が記入</li> </ul>
3 家庭調書		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 家計支持者が、世帯の構成員を扶養していることが確認できる書類(被扶養者氏名が記載されているもの)を提出(4月1日時点で勤務している職の源泉徴収票等)。用意できない場合は、様式10申立書を提出。</li> </ul>
4 奨学金受給状況申立書 (様式1)		<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者が2026年度に受給する(受給予定含む)奨学金について記入。奨学金受給予定がない者も全員提出。</li> <li>給付奨学金(返還不要の奨学金)を2025年度に受給していた場合や、2026年度の受給が確定している場合は、証書や決定通知等、受給額及び受給期間がわかるものも一緒に提出してください。(コピー可)</li> </ul>
5 令和7年度(令和6年分) 所得課税証明書 <u>(記載省略のないもの)</u>  (市区町村役場で発行される、令和6年分の所得や扶養者的人数を証明している課税証明書)(コピー不可)		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 所得の有無に関係なく、家計支持者(原則、父母両方)の所得課税証明書を提出。(主婦、家事手伝い、高齢者、無職者等も必要。)</li> <li><input type="radio"/> 母子・父子世帯の場合は、母または父と就学者を除く家族全員分が必要。</li> <li><input type="radio"/> 次の①～③のいずれかに該当する場合は申請者の所得課税証明書も提出すること。 ①独立生計者の申請者本人、配偶者(独立生計者についてはP.11参照) ②定職を持っている申請者本人 ③年金等の所得がある申請者本人</li> </ul>
6 収入状況の確認書類		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 次ページの書類のうち、家計支持者(原則、父母両方)。母子・父子世帯の場合は母または父)が該当する項目の書類全てを提出</li> <li>・ P.9の確認シートで書類が揃っているかも確認してください。</li> </ul>
7 選考結果通知用封筒		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 入学料免除・入学料徴収猶予を申請する者 長形3号(120mm×235mm)の封筒に460円切手を貼付し、宛先は家計支持者の住所、氏名を記入(独立生計者・私費外国人留学生は、本人の宛先を記入) 封筒の表の左下に、申請者本人の受験番号と氏名を記入。 書類提出後、住所の変更等があった場合は、必ず連絡すること。 結果通知は、10月中～下旬頃に結果通知用封筒で送付します。</li> </ul>

※ 「5 令和7年度所得課税証明書」と「6 収入状況の確認書類」はどちらも提出してください。

(例)本人・父(自営業)・母(パート)・父の扶養下にある祖母(年金受給中)の世帯の場合

「父・母の所得課税証明書」+「父の確定申告書(控)コピー」+「母の源泉徴収票コピー」

※ 独立生計者、私費外国人留学生についてはP.11も参照してください。

※ 4月1日までに申請内容に変更があった場合(家計支持者の就職・転職等)は直ちに申し出てください。申請内容と異なる事実が判明した場合、免除を許可された者でも免除の許可を取消す場合があります。

## 収入状況の確認書類

(所得が複数ある場合には、それぞれ該当の書類が必要です。)

### (☆)…「コピー可」の必要書類

区分	提出書類	発行機関等
給与所得のある者（パート・アルバイト含む）	給与所得のある者は、次の①～③のうち、該当する書類を提出すること。 ※申請者本人のアルバイト収入については不要。ただし、独立生計者及び定職を持っている場合は必要。 ※パート等で源泉徴収票が発行されない場合は、「給与等月額証明書」（様式2）を提出（既に退職している場合は不要）	
	①2025（令和7）年1月1日以前に就職した場合 ○「令和7年分源泉徴収票」（☆） 以下の場合は「給与等月額証明書」（様式2）を提出してください。 ・源泉徴収票を紛失した場合 ・所得証明書に記載されている令和6年分の給与収入と大きな差額（概ね1割以上の差額）がある場合 ※大きな差額がある場合は理由（令和6年〇月からの就職、業績や景気による収入の増減、勤務時間の増減の反映、等）を余白に記入してください。	4/1現在の勤務先
	②2025（令和7）年1月2日以降に就職・転職した場合 ○2026（令和8）年4月1日現在の勤務先の「給与等月額証明書」（様式2） ○2025（令和7）年中の全ての給与収入に関する「令和7年分源泉徴収票」（☆） ○2025（令和7）年以降退職した全ての勤務先の「退職証明書（申立書）」（様式3）	4/1現在の勤務先 2025（令和7）年の勤務先 退職した勤務先か本人の申立て
	③2025（令和7）年1月2日以降に退職した場合 ○令和7年分源泉徴収票（☆） ○2025（令和7）年以降退職した全ての勤務先の「退職証明書（申立書）」（様式3） ・退職後に転職、雇用保険受給、無職となった場合は、各欄を参考し該当書類を提出	退職した勤務先 退職した勤務先か本人の申立て
	※確定申告している場合…「令和7年分確定申告書控（第一表・第二表）」及びe-Tax申告時の受信通知（窓口及び郵送で確定申告をされる場合は、日付・税務署名が記載されたリーフレット「申告書等の提出について」を提出※申告時に交付を依頼してください）（☆）	税務署
	※内職及びフリーターの収入状況について…「給与等月額証明書」（様式2）を使用してください。	勤務先
	※休職中の場合…給与支給（見込）証明書、休職証明書、傷病手当金受給額の分かるもの（様式自由）（☆）も併せて提出	勤務先
2 その他の所得者又は雑所得者 その他の職業 不動産所得（家賃・地代） 利子・配当 雑所得（内職、副業他） 商工業 農林漁業	● 確定申告している場合 ○「令和7年分確定申告書控（第一表・第二表）」及びe-Tax申告時の受信通知（窓口及び郵送で確定申告をされる場合は、日付・税務署名が記載されたリーフレット「申告書等の提出について」を提出※申告時に交付を依頼してください。）（☆） ○青色申告の場合は決算書（☆）、一般申告の場合は収支内訳書（☆）も必ず提出	税務署
	● 市区町村民税・都道府県民税申告をしている場合 ○「令和8年度（令和7年分）市区町村・都道府県民税申告書」（市区町村役場の受付印があるもの）（☆）	市区町村役場
	● 2025（令和7）年1月2日以降に、新規に所得を得ることとなった場合 ● 確定申告も市区町村・都道府県民税申告もしていない場合 ○次の①～③のうち該当するものについて、それぞれの必要事項、記入年月日を記載し、署名した「開業届」（様式あり）を提出 ①商工業所得 営業種目、従事者、直近3ヶ月の売上高、直近3ヶ月の必要経費、直近3ヶ月の所得額、開業時期 ②農林漁業所得 作付面積・作物種類等、直近3ヶ月の収入金額、直近3ヶ月の必要経費、直近3ヶ月の所得額、開業時期 ③その他の所得又は雑所得 種類、直近3ヶ月の収入金額、直近3ヶ月の必要経費、直近3ヶ月の所得額、開業時期	本人の申立て
	※農業所得のある者で転作奨励金の交付を受けている場合 ○受給金額の分かる証明書（☆）を提出	市区町村役場 農業協同組合
	○「年金支払（振込）通知書」（☆）、「年金額改定通知書」（☆）の、より最新（直近）のもの（源泉徴収票は不可） ○年金受給一覧表（様式13）もあわせて提出してください。 ・複数の年金を受給している場合は、すべての年金について提出 ・恩給、遺族年金/障害年金/農業者年金/個人年金等も含む	日本年金機構 保険会社等
3 年金・恩給受給者 (原爆健康管理手当を含む)	○最新の「児童扶養手当証書」（☆）、「特別児童扶養手当証書」（☆）	市区町村役場等
4 児童扶養手当受給者	○「雇用保険受給資格者証」（裏表全ページ）又は「失業給付金給付明細書」（☆） ・申請後、2026年4月1日までに就職が決まった場合は、新勤務先の「給与等月額証明書」（様式2）を提出	公共職業安定所
5 生活保護費受給者 (生活保護世帯)	○申請時までの1年間の生活保護受給額が確認できる証明書又は通知書等（☆） ・期間が1年に満たない場合…支給された金額全てが分かる書類（☆）を提出	都道府県 または市区町村
6 親戚・知人等から 援助金がある者	○援助の年額がわかるもの（ない場合は援助者が作成し、署名した申立書）	
7 2026（令和8）年4月1日現在 無職の者	○「無職申立書」（様式4） ・「被扶養者となっている配偶者」、「被扶養者となっている障害者」及び「66歳以上の者（2026年4月1日現在）」については、提出不要（ただし、所得課税証明書に収入・所得の記載がある配偶者、障害者は提出） ○2025（令和7）年1月以降に退職した勤務先がある場合、「退職証明書（申立書）」（様式3）を提出	本人の申立て 退職した勤務先 か本人の申立て

## 収入状況についての提出書類確認シート

以下の指示及び質問に沿って書類が準備できているか確認してください。

このシートは簡易的な確認用ですので、P. 4～11 を熟読の上、必要書類を揃えてください。

### ①家計支持者(原則、父母両方。母子・父子世帯の場合は母または父。)の「令和7年度(令和6年分)所得課税証明書」(市区町村役場等で発行)を準備してください。

※独立生計者・私費外国人留学生は申請者本人及び配偶者の「所得課税証明書」が必要です。

以下、家計支持者全員(独立生計者・私費外国人留学生は申請者本人及び配偶者も含む)について、それぞれ確認してください。

### ②その方は自営業等の商業・工業・農林業・漁業所得、不動産・利子・配当所得がありますか？

はい 「確定申告書(控)」を準備して ③へ

※確定申告をしていない場合は「市区町村・県民税申告書」等の収入・所得金額の分かるものを準備して③へ  
いいえ ③へ

### ③その方は給与収入(アルバイト・パート含む)がありますか？

はい 3-Aへ

いいえ (自営業等での所得も無い場合のみ「無職申立書」を準備して) 3-Bへ

#### 3-A: その勤務先には 2025 年 1 月 1 日以前から勤務していますか？

※勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先の状況についてお答えください。

はい 「源泉徴収票」を準備(ない場合は「給与等月額証明書」を準備)し、3-Bへ

いいえ 「給与等月額証明書」を準備し、3-Bへ

#### 3-B: その方は 2025 年 1 月 2 日以降に退職した勤務先(アルバイト・パート含む)がありますか？

※退職した勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先の状況についてお答えください。

はい 「退職証明書(申立書)」と、給与(アルバイト・パート収入を含む)を得ていたのが  
2025 年中の場合は「源泉徴収票」を準備し、④へ

いいえ ④へ

### ④その方は年金・児童扶養手当等を受給していますか？

※2026 年 4 月 1 日から受給される方を含みます。

はい 最新の「年金額改定通知書」、「年金振込通知書」、「児童扶養手当証書」等を準備し、⑤へ  
いいえ ⑤へ

### ⑤下記要件に該当した場合、必要書類を準備し、提出してください

要件	必要書類	発行場所等
雇用保険の失業給付金を受給中である	「雇用保険受給資格者証(裏表全ページ)」 又は「失業給付金給付明細書」	公共職業安定所
生活保護費を受給中である	申請時までの 1 年間の生活保護受給額が確認できる証明書・通知書等	都道府県 または市区町村
上記にあてはまらない収入(親戚等の援助、他)がある	1 年間の収入額が分かるもの [ない場合は申立書(様式 10)]	

上記の収入状況の確認に必要な書類を揃えた後、

P. 10～11 を確認し、状況に応じて必要な提出書類を添付し提出してください。

## B：世帯の構成員の状況に応じて提出する書類

(☆)…「コピー可」の必要書類

区分	提出書類	発行機関等
1 小学校、中学校、高等学校以外の学校の就学者がいる世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2026年4月1日以降に発行された在学証明書(コピー不可) 2026年4月1日以降の証明が必要なため、<b>入学後</b>、速やかに提出</li> </ul>	学校
2 母子・父子世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「母子・父子世帯申立書」(様式5)</li> <li>○ 就学者を除く家族全員分の令和7年度(令和6年分)所得課税証明書</li> <li>※ 家計支持者(父母等)以外の所得課税証明書も必要になります。勤務時期によっては、家計支持者以外の収入状況の確認書類が必要となることもあります。</li> <li>・ 遺族年金や児童扶養手当を受給している場合は、受給金額の分かる通知書(☆)</li> </ul>	本人の申立て
3 障害者がいる世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者手帳等(☆)</li> <li>・ 障害年金受給の有無を余白に記入してください。</li> <li>・ 障害年金を受給している場合は、受給金額の分かる通知書(☆)</li> <li>・ 特別児童扶養手当や福祉手当を受給している場合は、受給金額がわかる通知書(☆)</li> </ul>	所轄官庁等
4 最近1年間の療養費自己負担額が10万円以上の長期療養者がいる世帯  ※最近1年間(前期:前年4月～今年3月、後期:前年10月～今年9月)の療養費自己負担額が10万円に満たない場合は対象となりません	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「長期療養証明書」(様式6)</li> <li>※ 長期療養者とは、「申請時現在療養中であり、6か月以上の療養期間を要する者」で、医療費等を支払っている者をいい、療養が終わっている者は該当しない。</li> <li>○ 世帯に該当者がいる場合、次の①～③の書類を添付のうえ提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>①診断書(病名及び申請時を含めた前後6か月以上の期間療養を必要とすることが必ず記載されていること。)(コピー不可)</li> <li>②支払った医療費等の領収書(☆) ※診断書に記載された病名に対して支払った医療費等の領収書のみ提出すること。</li> <li>③支払った医療費等に対し、附加給付金、生命保険等から補填された金額がある場合は、「長期療養証明書」の該当欄にその金額を記入し、その金額を証明する書類(☆)</li> </ul> </li> <li>● 控除の対象となる費目は、次のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>ア)医師(歯科医師)に対して支払う診療・治療費</li> <li>イ)病院、診療所への入院費用(食費等を除く)</li> <li>ウ)マッサージ師、はり師、きゅう師、整復師等の治療費</li> <li>エ)看護人に対して支払う費用(賄い費を含む)</li> <li>オ)治療又は療養のための医薬品費</li> <li>カ)病院、診療所に通院するための交通費(必要不可欠なものに限る)</li> <li>キ)介護保険法により、「要介護認定・要支援認定」を受けた者が介護サービスを利用した場合の自己負担額(食費等を除く)。この場合、「要介護認定・要支援認定等結果通知書」のコピーを添付すること。</li> </ul> </li> </ul>	本人の申立て
5 学資負担者が単身赴任で別居している世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「学資負担者別居に伴う支払申立書」(様式7)</li> <li>・ 別居先で支払った住居費、光熱水費の支払いを証明できる口座通帳のコピー又は領収書等(☆)</li> </ul>	本人の申立て
6 本人若しくは学資負担者が、2025年4月以降に風水害等の災害を受けた世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「被害状況申立書」(様式8) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の①～⑤の書類を添付のうえ提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>①被災(罹災)証明書(発行所:市区町村役場)</li> <li>②家屋等の賃貸借契約書・各種契約書</li> <li>③家屋等補修見積書等</li> <li>④保険金支払証明書・明細書</li> <li>⑤家屋課税台帳登録証明書(発行所:市区町村役場)</li> </ul> </li> <li>・ 被害額欄は、被害金額が記載された証明書の額から、保険金・損害賠償金等補償された金額を差し引いて記入すること。(単に、被害額や復旧費をそのまま控除するものではありません。)</li> </ul> </li> </ul>	消防署 市区町村 保険会社等
7 学資負担者が、2025年4月以降に死亡した世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の①～③の書類を提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>①死亡した方が、学資負担者であったことが分かる書類(「所得課税証明書」(コピー不可)、「源泉徴収票」(☆)等)</li> <li>②死亡診断書又は死亡を確認できる書類(除籍謄本等)(☆)</li> <li>③遺族年金等の受給金額のわかる通知書(☆) 遺族年金の受給がない場合は、その旨余白に記入すること。</li> </ul> </li> </ul>	市区町村役場 医療機関
9 不明な部分を明らかにする書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて関係書類の提出をお願いすることができます。</li> </ul>	

A:全員が提出する書類 の他に以下の書類が必要です。

## 独立生計者

独立生計者とは、父母等に扶養されることなく、独立して生計を営んでいる者です。  
両親からの仕送りが一切なくアルバイト収入と奨学金で生活していても、父母等の所得税法上の扶養親族になっている場合や父母等と同居している場合は、独立生計者とは認められません。  
また、原則として学部学生は認められませんが、父母等から援助なしで生活している既婚者や入学前に定職を持っていました等に認められる場合もあります。

### ○独立生計者の条件(①～④のすべてに該当していること)

- ①本人(配偶者がいる場合は配偶者含む)に年間123万円を超える収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者、または今年度、収入(給付奨学金(年額、貸与奨学金は除く)、アルバイト等も含めた総額)が123万円を超える見込みの者、または本人が本学への入学のために退職(休職等)し無収入となった者で就労時の預貯金により生活を行っており、その預貯金残高が123万円を超えていいる者
- ②本人(配偶者を含む)が、所得税法上及び健康保険上、父母等(配偶者を除く)の扶養親族でないこと
- ③本人(配偶者を含む)が、本人(及び配偶者)の父母等と別居していること(二世帯住宅等では別居とは認定できません。)
- ④本人(配偶者を含む)が、父母等(配偶者を除く)から経済的な援助を受けていないこと

	提出書類	該当者		発行機関等
	【全員が提出する書類】	申請者本人	確認票A・B、申請書、家庭調書、奨学金受給状況申立書(様式1)、選考結果通知用封筒	
1	【独立生計者】免除申請チェックシート(様式11)	申請者本人	独立生計者であるかどうかを確認することに必要(私費外国人留学生は不要)	
2	所得課税証明書原本	申請者本人 配偶者	令和7年度(令和6年分)所得課税証明書原本(記載省略のないもの)	市区役所 町村役場
3	収入状況の確認書類	申請者本人 配偶者	該当するものを提出…詳しくはP.8を参照	勤務先
4	通帳の写し、預金残高証明書等	申請者本人	退職・休職し預貯金により生活を行っている場合は、氏名と預金残高が123万円以上あることが分かるもの	
5	父母等の所得税法上の扶養親族でない事が証明出来るもの	申請者の父母	・令和7年度(令和6年分)所得課税証明書原本(記載省略のないもの) ・令和7年分源泉徴収票のコピーまたは令和7年分確定申告書のコピー	市区役所 町村役場
6	父母等の健康保険上の扶養親族でない事が証明出来るもの	申請者本人 配偶者	マイナ保険証(マイナポータル「健康保険証」で確認できる「医療保険の資格情報」)の画面コピー、または健康保険の「資格確認書」のコピー	
7	住民票原本	申請者本人 配偶者 申請者の父母	親世帯と別の住所を確認することに必要	市区役所 町村役場
8	家計状況報告書(様式9)	申請者本人	収入>支出とする。 1ヶ月の生活費を報告するもので、家賃(賃貸借契約書のコピーも提出※有効期限内かどうかを確認)、光熱水費、通信費の領収書または通帳のコピーを添付	

## 私費外国人留学生

私費外国人留学生は原則として独立生計者とみなします。

	提出書類	該当者		発行機関等
	【全員が提出する書類】	申請者本人	確認票A・B、申請書、家庭調書、奨学金受給状況申立書(様式1)、選考結果通知用封筒	
1	在留カードの両面のコピー	申請者本人 配偶者	本人確認に必要	市区役所 町村役場
2	所得課税証明書原本	申請者本人 配偶者	令和7年度(令和6年分)所得課税証明書原本(記載省略のないもの) 令和7年1月2日以降に来日した留学生は提出不要(所得課税証明書が発行されないため)	市区役所 町村役場
3	収入状況の確認書類	申請者本人 配偶者	該当するものを提出…詳しくはP.8を参照	勤務先
4	家計状況報告書(様式9)	申請者本人	収入>支出とする。 1ヶ月の生活費を報告するもので、家賃(賃貸借契約書のコピーも提出※有効期限内かどうかを確認)、光熱水費、通信費の領収書または通帳のコピーを添付	

## 学力基準

### (1) 別表1「学業成績」に該当する者

ただし、学部学生のうち、家計支持者が住民税非課税である者については、出身校長等から「学力等に関する認定書」が得られる場合、上記によらないことができる。

別表1 学業成績

学部	1年次生	①高等学校長から提出された調査書の全体の評定平均値が3.3以上（ただし、日本学生支援機構の特例推薦の基準（学力）で2項目以上に該当する場合は3.0以上）の者 ②高等学校長から提出された調査書の全体の評定平均値が得られない者は、所属する学部（学科）の入試成績が上位2/3以内の者 ③香川大学が認める者
----	------	---

※編入学した者及び転入学した者の当該年次については、この学力基準は適用しない。

入学試験に合格したことをもって、学力基準を満たしているものとする。

## 家計基準（目安）

- 免除基準を満たす者は、世帯の年間総所得が、本学の定める収入基準額以内の者です。
- 年間総所得金額は、職業・世帯の構成・通学形態等を考慮するため、一概には言えません。

### ○免除は限られた予算の範囲内で行うため、必ずしも許可されるとは限りません。

現状として、免除基準を満たしていても予算の都合により不許可となる学生がいます。

#### ※ サラリーマン世帯（例）

《世帯の構成員4人…父親、母親、本人が学部学生（奨学金受給・自宅外通学）、妹1人（公立高校生・自宅通学）》で給与所得者が「父親1人」を例とした場合、賞与を含む税込年収が概ね690万円程度までが、免除基準を満たす者となります。

#### ※ その他の職業の世帯（例）

《世帯の構成員4人…父親、母親、本人が学部学生（奨学金受給・自宅外通学）、妹1人（公立高校生・自宅通学）》で所得者が「父親1人」を例とした場合、必要経費控除後の金額が概ね430万円程度までが、免除基準を満たす者となります。